

# 第 1 部

## 調査の概要

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。（昭和30年から約3年ごとに実施）

### 2 調査の種類、範囲及び主な調査事項

#### (1) 社会教育調査

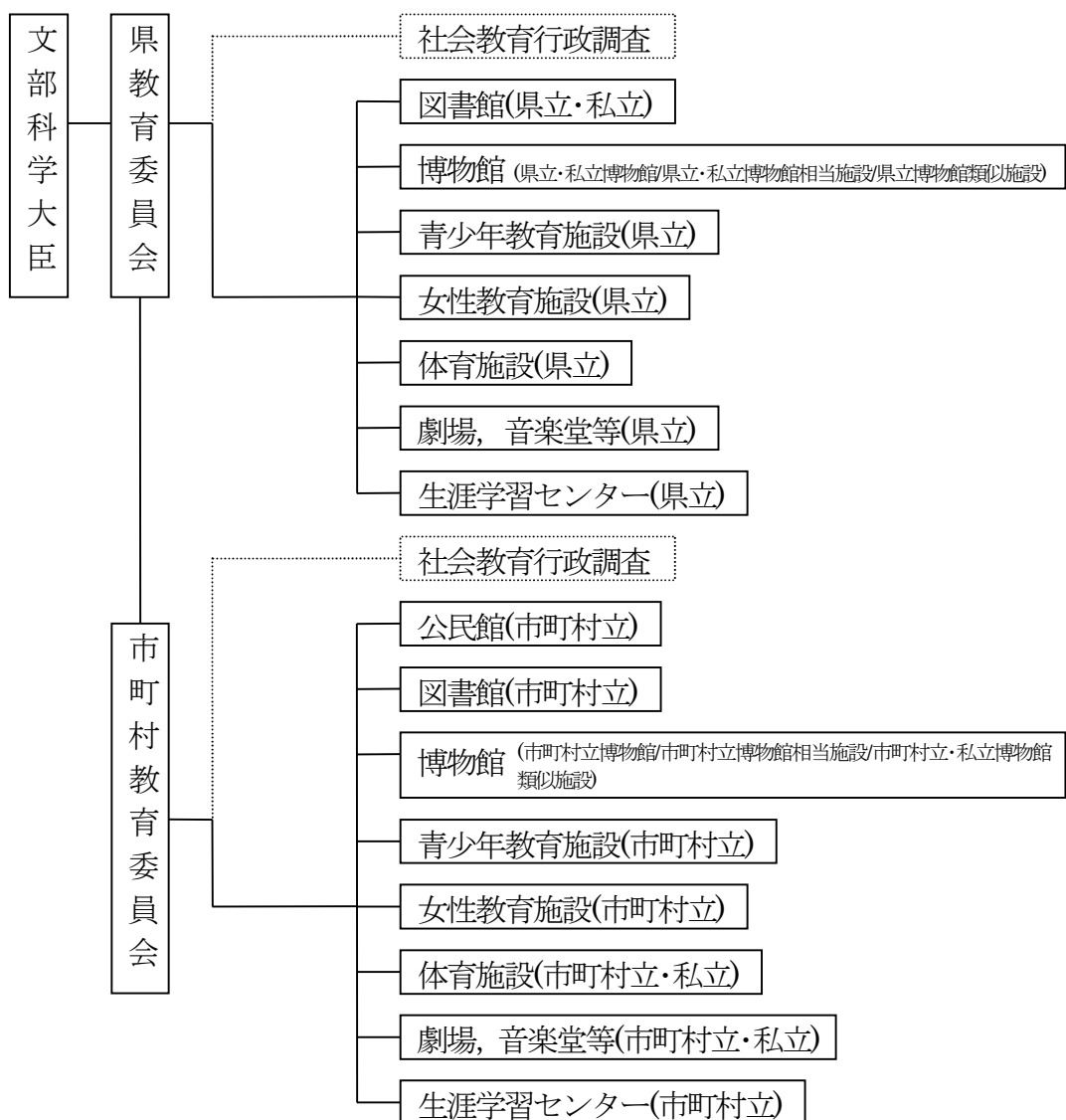
調査の種類	調査の範囲	主な調査事項
1 社会教育行政調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県教育委員会及び市町村教育委員会</li> <li>② 県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人</li> <li>③ 地方公共団体が実施する社会教育関連事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育関係職員に関する事項</li> <li>② 社会教育委員に関する事項</li> <li>③ 社会教育事業の実施状況</li> </ul>
2 公民館調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館</li> <li>② 同法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員に関する事項</li> <li>② 施設の状況</li> <li>③ 設備の状況</li> <li>④ 事業実施状況</li> <li>⑤ 利用状況</li> </ul>
3 図書館調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書館法第2条に規定する図書館</li> <li>② 同法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの</li> </ul>	
4 博物館調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 博物館法第2条に規定する博物館</li> <li>② 同法第29条に規定する博物館に相当する施設</li> <li>③ 博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設</li> </ul>	
5 青少年教育施設調査	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した社会教育施設	
6 女性教育施設調査	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設	

7 体育施設調査	一般の利用に供する目的で、地方公共団体又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	
8 劇場、音楽堂等調査	地方公共団体又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で、座席数 300 席以上のホールを有するもの	
9 生涯学習センター調査	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	

### 3 調査の期日

令和 3 年 10 月 1 日現在。ただし、事業実施状況及び利用状況等については、令和 2 年度間。

### 4 調査の対象と系統



5 利用上の注意

- (1) 本報告書に収録された数値は、本県が独自に集計したものであり、国立及び独立行政法人立の施設に係る数値を含まない。
- (2) 統計表の中の記号は次のように使う。
  - 「…」 計数を入手していない場合
  - 「－」 計数が「0」の場合
  - 「△」 減少を示す